

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜に当り、
の翌日)

目次

◆ 示 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされる

被爆者一般疾病医療機関の指定

解除予定の保安林(二件)

基本測量の実施

基本測量の終了

県営住宅の家賃等の徴収事務の委託

麻かいの指定の一部改正

◆ 教委告示 臨時教育委員会の招集

◆ 公告 調理師試験の実施

告示

鳥取県告示第五百三十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木村 章彦	鳥国医第二、四八三号	昭和五十五年五月十六日
竹内 薫	鳥国医第二、四八四号	昭和五十五年五月二十六日
河上 るり	鳥国業第四二五号	"
近藤 伸子	鳥国業第四二六号	"
春日 良之	鳥国医第二、四八五号	昭和五十五年五月二十九日

鳥取県告示第五百三十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとお

り指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和五十五年六月十八日	松田 医院	日野郡日野町根雨二二九

鳥取県告示第五百三十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字滑鉄山所一七三九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町福万来字野路山川東一五〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づ

き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(基準点測量)

二 作業期間

昭和五十五年六月二十五日から同年十月十日まで

三 作業地域

若桜町

鳥取県告示第五百三十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(二万五千分の一基本図修正測量)

二 作業地域

若桜町

三 終了年月日

昭和五十五年六月十日

鳥取県告示第五百三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、浜第二団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務を羽合町に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百三十七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(麻かの指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十五年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県立米子専修職業訓練校 米子市東福原一、一四五」を「鳥取県立米子専修職業訓練校 米子市夜見町三、〇〇一の一」に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十五年六月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十五年六月二十七日(金) 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 昭和五十六年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について

2 その他

公 告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和55年 6月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者

2 試験の日時

昭和55年 9月10日(水) 午前9時から

3 試験の場所

(1) 鳥取保健所及び郡家保健所管内の受験者

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

(2) 倉吉保健所管内の受験者

鳥取県中部総合事務所 倉吉市蔵城279

(3) 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者

鳥取県西部総合事務所 米子市糺町一丁目160

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち受験者の希望する試験場

4 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

- (3) 栄養学
 - (4) 食品学
 - (5) 食品衛生学
 - (6) 調理理論
- 5 受験手続
- (1) 提出先
- ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
 - イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所
- (2) 提出書類
- ア 受験願書(別記様式1によること。)
 - イ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し。卒業証明書の氏名が、婚姻その他の理由により現在の氏名と異つている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。
 - ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類(別記様式2によること。)
 - エ 写真(受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽上三分身像でライカ版(縦3.5センチメートル横2.5センチメートル)のものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)
 - (3) 受験に関する書類の提出期間
昭和55年8月4日(月)から同月8日(金)まで。ただし、郵送の場合は、提出期間内の消印のあるものは有効とする。
- 6 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料 2,600円
 - (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。ただし、県外居住者であつて鳥取県収入証紙を購入できないものは、現金書留で送付すること。

- 7 携行品
筆記用具及び受験票

8 その他

- (1) 受験者は、試験当日午前9時までに試験場に出頭し係員の指示を受けること。
- (2) 合格者の発表は、試験後15日以内に所轄保健所に合格者の氏名を掲示して行う。なお、合格者には合格証を交付する。
- (3) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

別記様式 1

調理師試験受験願

収入証紙
はり付け欄

鳥取県知事 殿

調理師法第3条第1項第3号に規定する調理師試験を受けたいので、
関係書類を添えてお願いいたします。

昭和 年 月 日

氏名

㊦

本籍	住所	性別	男	女
氏名	ふりがな	郵便番号		
最終学歴	学校名(中退の場合は、その前)の最終学校	生年月日	明治 年 月 日	入学 年 月 日
調理経験	昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで	勤務先	昭和 年 月 月間	勤務先
(受験資格に必要は経験)	昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで	勤務先	昭和 年 月 月間	勤務先
	昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで	勤務先	昭和 年 月 月間	勤務先

㊧ 最終学歴は、学校教育法第1条に規定する学校名(中学校、高等学校、大学、高等専門学校等)を記載してください。

別記様式 2

調理業務従事証明書

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

従事者氏名(受験者)

生年月日 明、大、昭 年 月 日

勤務先	名称	所在地	種類(該当のところに○印をつけること。)	許可番号及び許可年月日又は開設年月日具体的に記載すること。)
勤務先	(施設) (1) 日 回 (食)		1. 寄宿舎 2. 学校 3. 病院 4. その他 (事業所、社会福祉施設、食セ、よう正施設、自衛隊、給食センター等)	(開設年月日) 年 月 日
	(営業)		1. 飲食店営業 2. 喫茶店営業 3. 魚介類販売業 4. その他	(許可年月日) 年 月 日 (許可第 号)
上記の施設又は営業において調理業務(調理業務を本業とした期間の期間に限る。)に従事した期間				
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	計	年 月 日

証明者住所 地位 氏名 電話

㊨ ① 「施設」とは、継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するものをいう。
② 施設の長又は受検する場合、受験者が施設の長等の配偶者若しくは二親等内の血族である場合又は陸軍等に、その者が調理業務に従事したことを証明できること。施設の長等がいはい場合は、調理師会等の所属団体の長又は同業者が証明すること。
③ 証明印は、施設の長等の職印を用いること。個人が証明する場合は、印鑑届の印を用いること。